

東日本大震災の復興のため 町民税・道民税 均等割額を改正

平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税・道民税均等割額に1,000円(町民税分500円・道民税分500円)が加算されます。

2011年に起きた東日本大震災。今回の均等割額改正は、被災地復興のための財源確保が目的です。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。変更後の金額は次のとおりです。

均等割額	平成25年度まで	平成26年度～平成35年度
町民税	3,000円	3,500円
道民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

問い合わせ先／役場税務課課税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

総合サービス室は

役場の **総合案内窓口** です

「この届け出、どこに出したらいいのかしら…？」
「〇〇課って、どこかしら…？」

役場にいらしたときに、こんな風にお困りになったことはありませんか。役場で分からないことがありましたら、1階中央の環境生活課総合サービス室にどうぞお尋ねください。

なお、次の業務も、従前どおり総合サービス室で行っています。

- ▶ 戸籍の届出・交付
- ▶ 住民登録関係
- ▶ 印鑑登録・証明書交付
- ▶ 国民年金の各種手続き
- ▶ パスポートの申請・受付・交付
- ▶ 町民等宿泊支援事業利用券の交付
- ▶ 入居証明の申請・交付



役場に行ったら、まずは総合案内窓口(環境生活課総合サービス室)へ

問い合わせ先／役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

今月は町税滞納整理強調月間です もう一度納税通知書をお確かめください 町税・使用料などの完納を！

長期にわたる滞納 誠意のない滞納者には
給料、預貯金、不動産など差し押さえの滞納処分を実施

納入はお済みですか

平成25年度分の町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納入はお済みですか。納税通知書をお確かめの上、未納の場合は5月末までに必ず納めてください。

今回も厳しい納入率

平成26年3月末現在の納入状況は、町税、国民健康保険税とも大変厳しい状況となっております。税金や使用料などの完納について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

納税相談のご利用を

滞納のある場合は、1日も早く解消するため、納税相談にお越しください。

自立した町づくりのため

「納税は、国民そして住民としての大切な義務です。税金を完納して、自立した町づくりをすすめてみましょう。」

平成26年度の町税使用料などの納付書が発行されます

納税は便利な口座振替で

口座振替とは

町税・国民健康保険税・使用料などが、あなたの預貯金口座から自動的に納入される方法です。

口座振替には次のような利点があります。

- ▼ 納入のために、わざわざお出かけになる必要がありません。
- ▼ うっかり納入期限を忘れてしまうことがなくなります。
- ▼ いつの間にか滞納となり、納入に苦心することもなくなります。

口座振替できるもの

町・道民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料(公住)、保育料、介護保険料、水道使用料、下水道使用料などです。

取り扱う金融機関

釧路信用金庫本・支店、北洋銀行本・支店、摩周湖農業協同組合、ゆうちょ銀行です。

申し込み手続き

取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で、預金通帳使用の印鑑を持参し、手続きをしてください。※ゆうちょ銀行については、各郵便局窓口での手続きとなります。

あ、忘れていませんか？ 軽自動車税

軽自動車税の納期限は4月30日(水)でした。お忘れの方は、早急に納めていただくようお願いします。



問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)